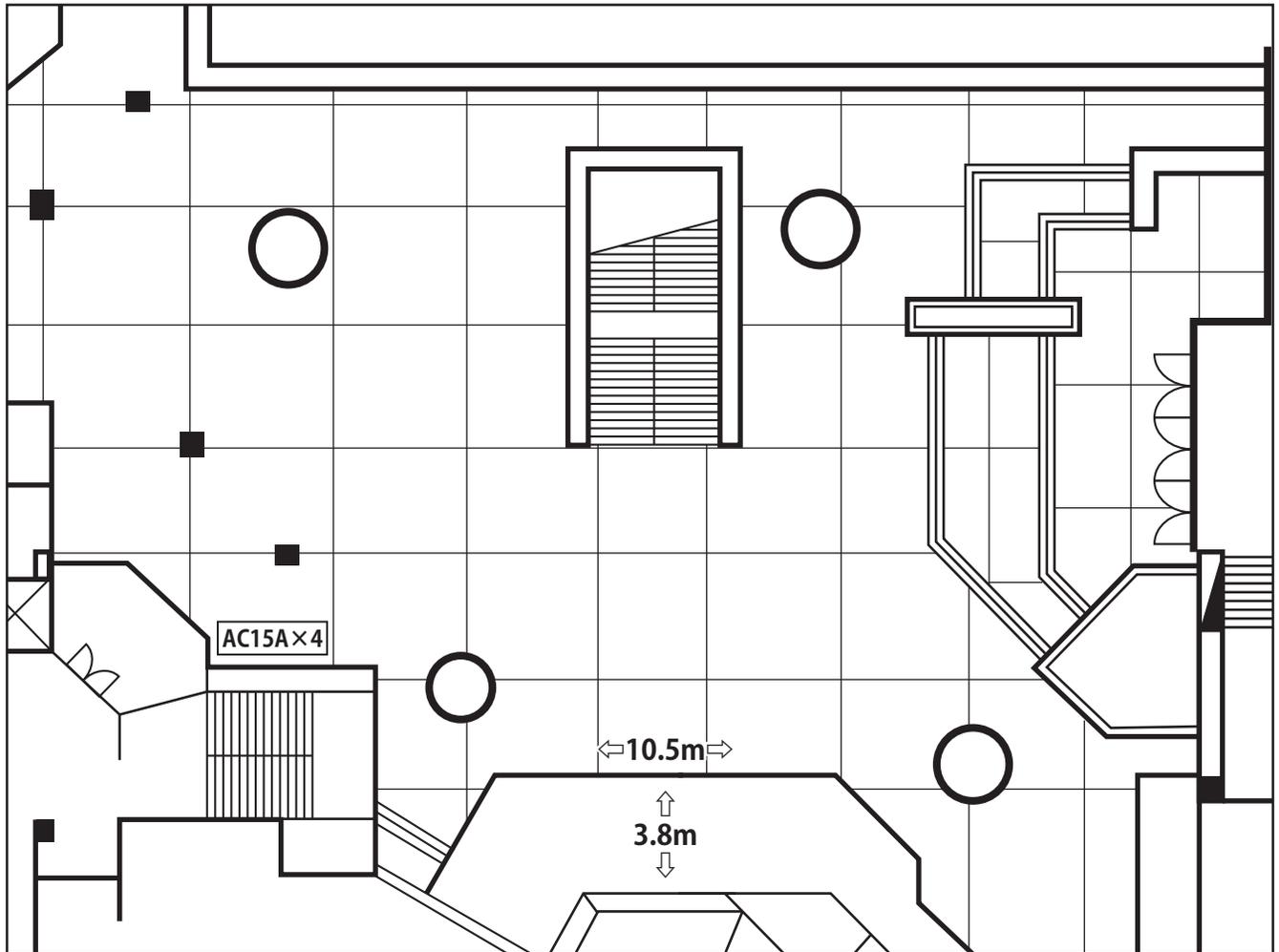


綾瀬市文化会館

屋外ステージ



綾瀬市オーエンス文化会館屋外ステージ利用要項

1 ご利用いただける日

次の日を除く日に利用することができます。

毎週火曜日・毎月第3水曜日、12月28日～1月4日（年末年始）

2 ご利用いただける時間

9時から21時30分（会場に照明設備はありません。16時以降は、照明設備が用意できる団体及び個人のみ利用可能）

3 申込み取扱日および受付時間

中央公民館の開館日窓口にて、9時から17時まで

4 受付窓口

中央公民館事務所

5 利用料金

無料

6 注意事項

(1) 禁止事項

- ・ 近隣住民に迷惑を及ぼす大音量での演奏。
- ・ 貸出場所以外の占有。
- ・ 危険、不潔な物品または動物（盲導犬、介助犬を除く）を持ち込むこと。
- ・ 他人に迷惑を及ぼす行為。またはそのおそれのある行為をすること。
- ・ 管理運営上好ましくないと思われる行為。

(2) 許可申請が必要な事項

- ・ 火気の使用
- ・ 寄付金品の收受

7 お申し込み方法

(1) お申し込み受付方法

利用申請書の先着順に受け付けます。

(2) お申し込みの手続き

利用申請書を記入の上、中央公民館事務所にてお申し込みください。なお、電話で仮予約をした日から1週間以内に手続きをお願いします。1週間以内に手続きをされない場合は、仮予約を取り消します。使用を取りやめるとき、日時や会場を変更したいときは利用日の5日前まで御連絡ください。

(3) 使用の取り消し

承認された内容等を許可なく変更する、あるいは使用に関する条例・規約に反する行為をしたときは使用を停止、または使用を取り消すことがありますのでご注意ください。

(4) 使用权の譲渡などの禁止

利用の承認を得たものが承認を受けた利用目的以外に利用すること、また、その権利を第三者に転貸及び譲渡をすることはできません。

8 ご利用にあたって

(1) 使用承諾書の掲示

ご利用当日は、責任者が中央公民館 1 階受付に出向き、利用を始めてください。

(2) 利用者の準備

イベント開催の場合は必要な物をあらかじめ想定し、駐車場からの誘導看板・表示、パーテーション等は、職員と相談のうえ利用者が準備してください。

(3) 看板・表示の制限

看板・表示の大きさ、表示内容は事前に申し出てください。また、宣伝行為となる表示はできません。

(4) 原状回復

利用時間内に原状復帰してください。万一、破損、滅失などをした際は、利用者の責任において現物にて弁償していただきます。また、イベントで発生したゴミは、利用者の手配で処理していただきます。

(5) 終了後

使用連絡表を中央公民館窓口に提出してください。